

男女共同参画社会の実現をめざして

2023年2月発行 編集・発行：忠岡町企画人権課 電話：22-1122 FAX：22-0364

ハラスメント（Harassment）をなくそう



ハラスメントとは？

特定・不特定多数を問わず、相手に不快感や不利益を与える嫌がらせ行為。性別や年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティなどの属性、あるいは広く人格に関する言動などによって、相手の尊厳を傷つけることを言います。

ハラスメントは、場面や状況によって細分化されており、多岐に渡ります。

行った側にそのつもりがなくても受けた側の認識が判断基準になるため、誰しものが被害者にも加害者にもなる可能性があります。（場合によってはハラスメントにならない例外もあります）

今回は、男女共同参画に関係して特に注意したいハラスメントを抜粋しています。



・パワーハラスメント（パワハラ）・

権力の上下関係や立場の優劣関係などを利用して、嫌がらせを行うこと

「上司から部下」に対して行われることが多いですが、「部下から上司」や「先輩・後輩間、同僚間」によるものも含まれます。

以下のハラスメントもパワハラ的一种です。



● **スクールハラスメント**：教師・生徒(児童/学生)、教師間などによる嫌がらせ

※ **キャンパスハラスメント**・**アカデミックハラスメント**とも言う

● **マタニティハラスメント**：妊娠・出産・育児に関する女性への嫌がらせ

※ 育児に関する男性への嫌がらせは **パタニティハラスメント** と言う

※例：物を投げつける、必要以上の叱責等の身体的・精神的な攻撃、過剰なノルマを命じる、単純な雑用しか任せない等の過大・過小な要求、情報を故意に伝達しない、別室隔離等の人間関係の切り離し、プライベートを過度に詮索する等の個の侵害の他、時短勤務や育児・介護休暇等の制度利用を阻む、理不尽な異動や退職勧奨・解雇…等

※ ただし、社会的ルールを欠いた言動が改善されない場合等の過失に対する一定程度の強い注意、配慮を目的として家族等の状況をヒアリング等『必要かつ相当な範囲』のものは、該当しません。 ※



・セクシュアルハラスメント（セクハラ）・

性的な言動による嫌がらせを行うこと

異性間に限らず、同性間でも起こり得ます。上下関係が行為の根底にあることが多く、パワハラと併せて問題になりやすいです。

※例：食事やデートへしつこく誘う、必要なく身体に触れる、身体を執拗に眺め回す、性的な関係を強要する、身体的特徴についての話題や性的な冗談でからかう、性的な噂を言いふらす、わいせつな図画の配布・掲示、性的な事柄を拒否・抗議したことで不当な扱いを受ける…等



（裏面に続く）

・ジェンダーハラスメント（ジェンハラ）・

性差による固定観念や差別意識に基づく嫌がらせを行うこと

性に関する内容のため、セクハラ問題とも関わりがあります。近年、性的指向や性自認、性表現に関する嫌がらせ（SOGIE ハラスメント）も問題視されています。

※例：性差で役割を決めつける、立ち居振る舞いに男らしさ・女らしさを強要する、特定の性別を軽視あるいは優遇する、差別的または人格を認めない呼び方をする…等

※ 性差による不平等の解消を目的として一時的に特別措置を講じることは、差別に当たりません。※



・モラルハラスメント（モラハラ）・

身体的暴力を振るわないが、言葉や態度などの精神的な嫌がらせを行うこと
様々なハラスメントやDVにもこの要素が含まれています。

※例：暴言、侮辱、陰口、誹謗中傷、馬鹿にする、おどす、無視、仲間外れ…等



・その他のハラスメント（抜粋）・

カスタマーハラスメント：消費者や顧客・取引先による悪質な要求、嫌がらせ。クレーマー。

レイシャルハラスメント：特定の国籍、民族への嫌がらせ。人種差別。ヘイトスピーチ。

セカンドハラスメント：被害者がハラスメント被害を訴えることで更に受ける二次的な被害。

ハラスメントについては、男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法、介護・育児休業法など法律の制定や改正が行われ、防止するための対策が示されています。

ハラスメントをなくすために「自分がされて嫌なことはしない」だけでなく「自分は気にしないことでも相手は嫌だと感じる」場合があることに留意し、一人ひとりが意識していくことも重要です。



秘密は守られます。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

<p>★みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110 8:30～17:15（土日祝日・年末年始除く） ★高齢者・障害者の人権あんしん相談も同ダイヤル</p>	<p>★インターネット人権相談 📄 https://www.jinken.go.jp/ （24時間受付、後日回答 外国語10か国語対応可能）</p> 
<p>★女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810 8:30～17:15（土日祝日・年末年始除く）</p>	<p>★子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110 8:30～17:15（土日祝日・年末年始除く）</p>
<p>★ハラスメント悩み相談室 ☎ 0120-714-864 月～金曜日 17:00～22:00 土・日曜日 10:00～17:00 （祝日・年末年始除く）！メール・SNS相談あり</p>	<p>★よりそいホットライン ☎ 0120-279-338 📠 0120-773-776 （24時間対応） ※外国語（10か国語）は10:00～22:00対応 ！チャット・SNS相談あり</p>
<p>★大阪府人権相談窓口 [大阪府人権協会] ☎ 06-6581-8634 📠 06-6581-8614 月～金曜日（平日相談） 9:30～17:30 ※火曜日のみ夜間（20:00）まで対応 第4日曜日（休日相談） 9:30～17:30 （平日相談は祝日・年末年始除く） ！手紙、ハガキ等・メール・面談相談あり</p>	<p>★弁護士による電話相談 [大阪弁護士会] ☎ 06-6364-6251 犯罪被害者：毎週火曜日 15:00～18:00 DV・性被害：第2木曜日 11:30～13:30 外国人：第2・4金曜日 12:00～17:00 LGBTs：第4月曜日 16:00～18:00 ※内容により相談日・時間が異なるので要確認</p>